各 位

A b a l a n c e 株式会社 代表取締役社長 光行康明 (コード番号:3856 東証二部)

問合せ先:管理本部 国本 亮一 電話:03-6864-4001 (代表)

明治機械株式会社株式 (証券コード 6334) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

当社(以下「公開買付者」といいます。)は、2022年2月21日開催の取締役会において、明治機械株式会社(証券コード:6334、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2022年2月22日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2022年3月23日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 A b a l a n c e 株式会社 所在地 東京都品川区東品川 2 丁目 2 番 4 号 天王洲ファーストタワー

(2)対象者の名称 明治機械株式会社

(3) 買付け等に係る株式等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
4, 554, 700 株	2,935,300 株	4, 554, 700 株	

(注1)本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(2,935,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,554,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者

以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。 その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の 方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間 2022年2月22日(火曜日)から2022年3月23日(水曜日)まで(20営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金201円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数 (5, 294, 900 株) が買付予定数の下限 (2, 935, 300 株) に達し、かつ、買付予定数の上限 (4, 554, 700 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。) に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。 その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2022 年 3 月 24 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

	株	券等0)種類			株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株					券	5, 294, 900 株	4, 554, 700 株
新	株子	· 約	権	証	券	一株	一 株
新	株 予 ;	約 権	付者	土債	券	一株	一株

株券等信託受益証券	一株	—株
()		
株 券 等 預 託 証 券	一株	—株
()		
合計	5, 294, 900 株	4, 554, 700 株
(潜在株券等の数の合計)	_	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の	—個	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数		—%)
買付け等前における特別関係者の	—個	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数		—%)
買付け等後における公開買付者の	45 547 / E	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	45,547個	39. 99%)
買付け等後における特別関係者の	/IEI	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	│	—%)
対象者の総株主の議決権の数	113,884個	

- (注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2022年2月14日に提出した第147期第3四半期報告書(以下「対象者第3四半期報告書」といいます。)に記載された2021年12月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(11,402,636株)から、対象者が2022年2月14日に公表した「2022年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2021年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数(14,216株)を控除した対象者株式数(11,388,420株)に係る議決権数(113,884個)を分母として計算しております。
- (注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(5,294,900株)が買付予定数の上限(4,554,700株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募

株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)増加させるものとしました。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

②決済の開始日

2022年3月29日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が 2022 年 2 月 21 日に公表した「明治機械株式会社株式(証券コード:6334)に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Abalance株式会社 東京都品川区東品川2丁目2番4号 天王洲ファーストタワー

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上